

放送大学教育研究活動表彰規程

平成26年2月19日

放送大学規程第2号

改正 平成29年3月28日、令和2年12月9日、
令和3年1月20日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学（以下「本学」という。）の教員（副学長、教授、准教授、講師（常時勤務を要しないものを除く。）助教、特任教授及び特任荣誉教授をいう。）の優れた教育活動及び研究活動について他の教員の模範となる教員を表彰することにより、本学の教育目的の達成、教育方法等の質の向上及び改善を図ること、並びに研究活動の活性化を図ることを目的として表彰を行う。

(表彰対象者)

第2条 表彰対象者は、本学の教員で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 優れた授業を行ったと認められる者
- 二 本学の教育活動の推進に特に功績があったと認められる者
- 三 本学の名声を高める顕著な研究功績があったと認められる者

(表彰候補者)

第3条 学長は、表彰対象の候補者（以下「表彰候補者」という。）を選考する。

- 2 教員は、前条各号の表彰対象者について、学習センター所長は、前条第1号及び第2号の表彰対象者について、並びに情報部長及び制作部長は、前条第1号の表彰対象者について、表彰候補者推薦書（別紙様式1）により表彰候補者を推薦することができる。
- 3 放送大学評議会規程（平成22年放送大学規程第1号）附則第2項に規定する各コースから選出された評議員は、コースを代表して、学生に対する研究指導等の実績に基づき、前条第2号の表彰対象者について、表彰候補者推薦書（別紙様式1）により表彰候補者を推薦することができる。
- 4 前条第3号の表彰を受けようとする者は、表彰候補者申請書（別紙様式2）により表彰候補者として学長に申請することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、学長、副学長、附属図書館長及びオンライン教育センター長が表彰候補者の中から選考を行い、学長が選考の結果を尊重し、決定する。

- 2 副学長、附属図書館長及びオンライン教育センター長は、表彰候補者の推薦又は申請を行った場合、被表彰候補者となった場合のいずれかに該当した場合には、選考には加わらない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じてその都度定める。

(表彰の日)

第6条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第2条第1号及び第2号による表彰 大学の学位記授与式が執り行われる日
- 二 第2条第3号による表彰 学長が別に定める日

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月9日）

この規程は、令和2年12月9日から施行する。

附 則（令和3年1月20日）

この規程は、令和3年1月20日から施行する。

別紙様式 1

表彰候補者推薦書

年 月 日

放送大学長 殿

推薦者所属・職名

推薦者氏名： 印

1. 推薦する候補者の氏名
2. 推薦する候補者の所属・職名
3. 推薦する授業科目名／教育功績／研究功績
4. 推薦理由

別紙様式2

表彰候補者申請書

年 月 日

放送大学長 殿

申請者所属・職名

申請者氏名： 印

1. 申請する研究功績
2. 申請理由